


重要文化的景観  
長良川中流域における  
岐阜の文化的景観  
整備計画

令和3年3月  
発行:岐阜市



重要文化的景観  
長良川中流域における  
岐阜の文化的景観  
整備計画

令和3年3月  
岐阜市



**重要文化的景観**  
長良川中流域における  
岐阜の文化的景観  
整備計画





文化的景観全景(西から)



金華橋から見た長良川・金華山とまち





「長良川中流域における岐阜の文化的景観」全覧図 (昼) 奈良文化財研究所景観研究室作成



「長良川中流域における岐阜の文化的景観」全覧図 (夜) 奈良文化財研究所景観研究室作成



## 目次

---

<b>■ 第1章 整備計画策定にあたって</b>	6
第1節 計画の目的と位置づけ	
第2節 計画の対象範囲	
第3節 計画の期間	
<b>■ 第2章 個別計画</b>	9
第1節 整備基本構想から個別計画へ	
第2節 個別計画と年次計画	
第3節 個別計画の関係性	
<b>■ 第3章 重要文化的景観の保全・整備の推進に向けて</b>	27
第1節 現状変更(公共事業フロー)	
第2節 組織・推進体制	
<b>■ 巻末資料</b>	29
関係補助金	





# 第1章 整備計画策定にあたって

## 第1節 計画の目的と位置づけ

「重要文化的景観 長良川中流域における岐阜の文化的景観 整備計画」(以下、「本計画」という)は、岐阜市の都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」を根拠とし、平成25(2013)年7月策定の「長良川中流域における岐阜の文化的景観 保存計画書」(以下、「保存計画」という)及び、平成31(2019)年3月に発行した「重要文化的景観 長良川中流域における岐阜の文化的景観 整備基本構想」(以下、「整備基本構想」という)を基盤に、具体的な整備の内容を示すものであり、整備基本構想に付随するものである。なお、ここでいう「整備計画」とは、個別の施設や建築物の設置や修理等に重点を置いた計画ではなく、他の関連する事業・計画と一体となって整備を推進していく中で、文化的景観の保存・活用の観点から文化財部局が推進していくことをまとめた計画を意味する。



図1 文化的景観に関する計画等の中での整備計画の位置づけ

本計画は、保存計画及び整備基本構想と整合するだけでなく、文化的景観の性質上、景観法に基づく景観基本計画や景観計画、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画と密接に関わることから、これら各種計画と整合、連携を踏まえたものとなっている。図2は、文化的景観に関わる各種計画と他の計画との関係性を示した図であるが、この他にも関連する計画等は存在しており、特に関係の深い計画との位置づけを抽出し、示したものである。当然、記載のない各種計画とも調整、連携が必要である。

整備基本構想では、保存計画に定められた保存に関する基本方針に基づいて、現状と課題が整理され、整備の理念と目指すべき将来像が示された。そして、理念と将来像を達成していくために、各地区に応じたハード面・ソフト面の保全整備の方針とプロジェクト及び事業を推進していくこととした。

本計画では、整備基本構想において示されたプロジェクト及び事業の中から、今後10年間で優先して本市の文化財部局が実施すべき事業を抽出し、計画を作成した。

また、本計画における個別計画は、令和2(2020)年7月に文化庁に認定された「岐阜市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という)の重点事業にも位置付けられている。そのため、本計画の運用、個別計画の実施等にあたっては、地域計画と整合を図る。

本計画は、平成30年度より、ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課が事務局となり作成を始め、岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会の指導、文化庁・岐阜県の助言を受けて策定した。

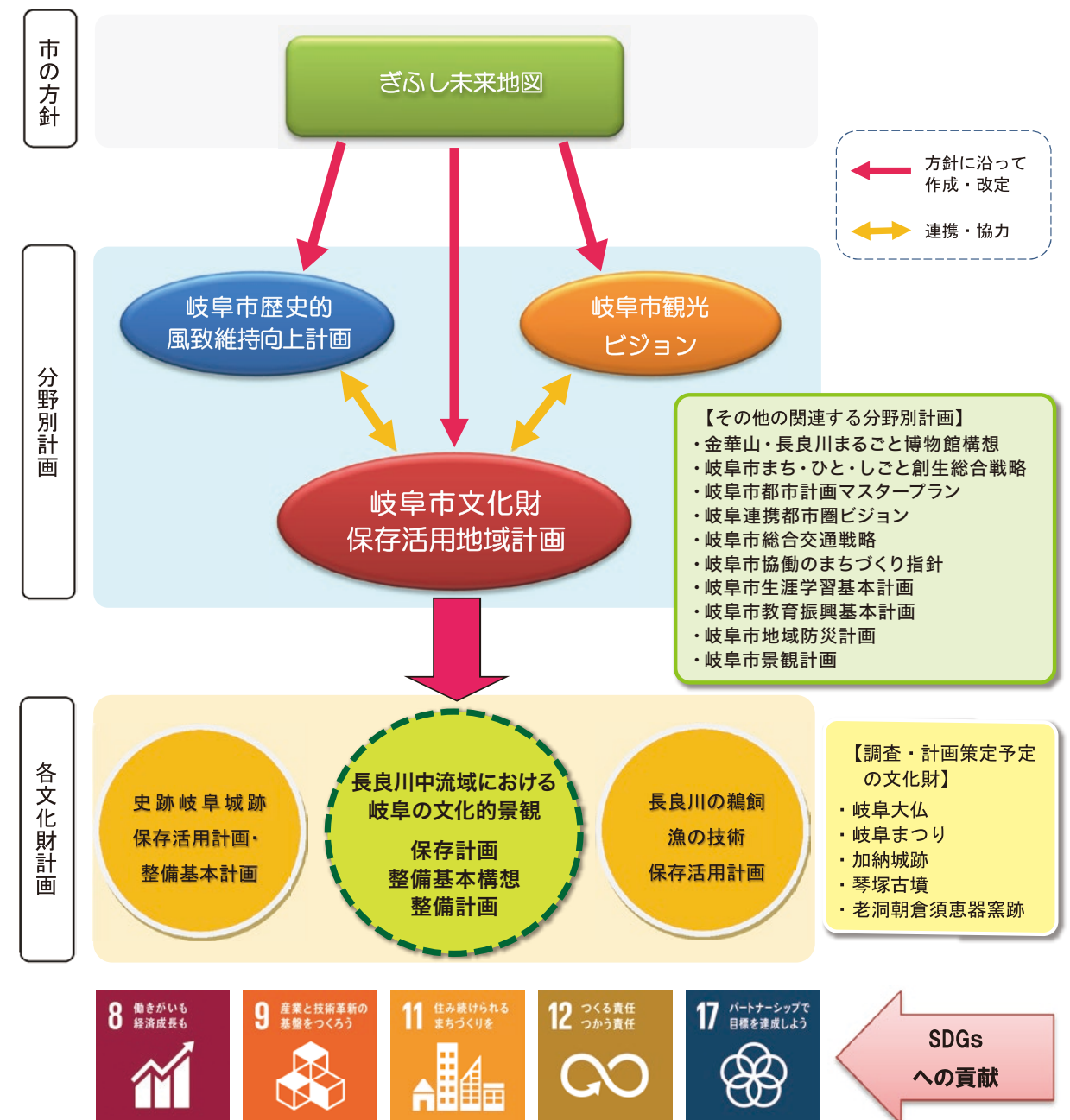


図2 他の関連計画との位置づけ



## 第2章 個別計画

### 第2節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として図3に示す赤線で囲まれた重要文化的景観の選定範囲とする。ただし、事業を推進していく中で、既選定範囲の周囲に広がる橙色線で囲まれた文化的景観の範囲(地図上の色のついた箇所)も、重要文化的景観の範囲となるよう拡大を目指している。そのため、今後選定範囲が追加された場合は、その範囲も対象に含め事業を実施する。その際には、本計画に記載の内容を準用することとし、必要に応じて本計画の見直し等も検討する。

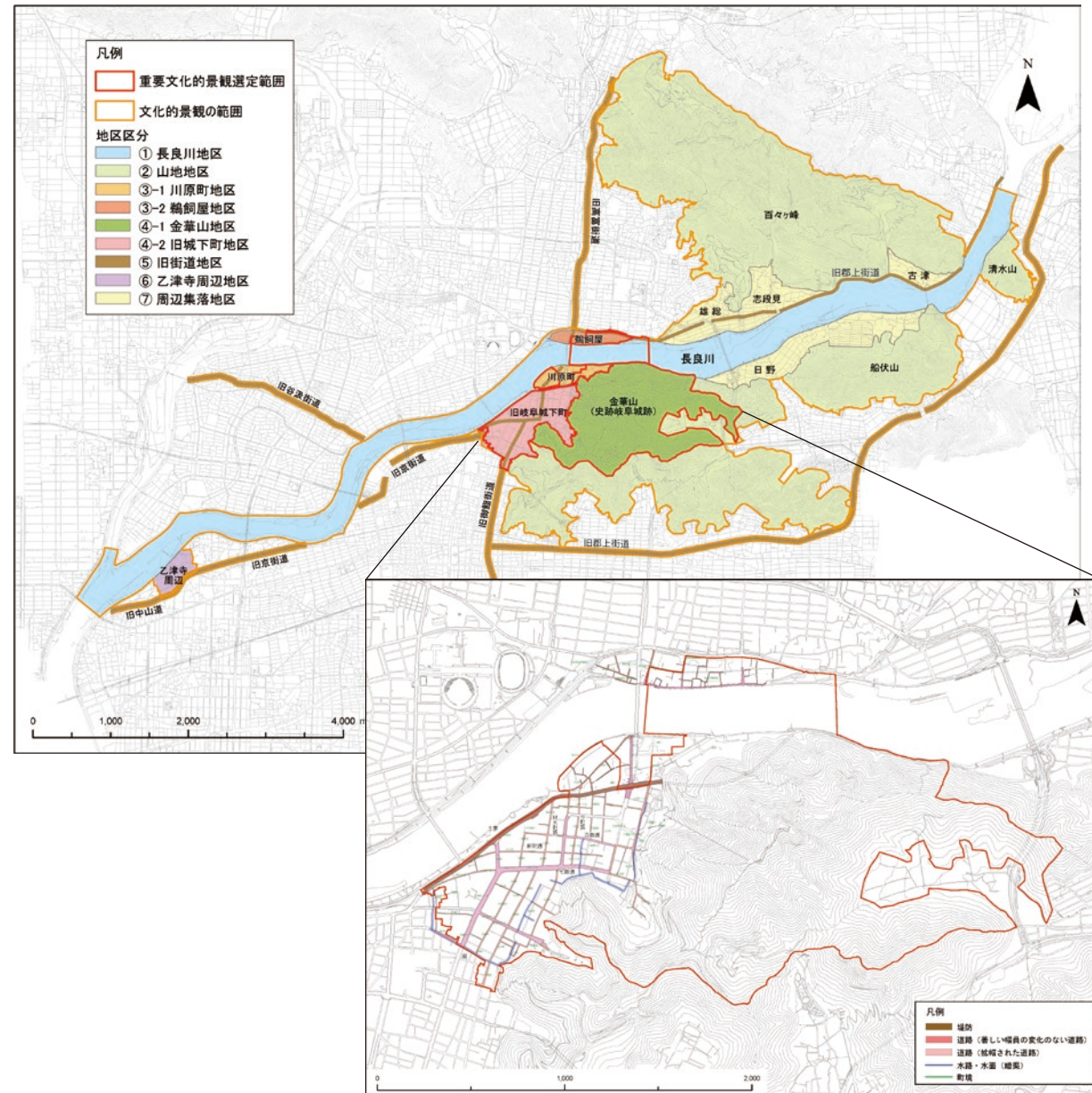


図3 対象範囲図(上:重要文化的景観選定範囲と文化的景観の範囲/下:重要文化的景観の選定範囲拡大図)

### 第3節 計画の期間

本計画に基づく整備の期間は、計画策定後10年間とする。ただし、計画期間中に内容の見直し等を行う場合には、再度計画期間を定めるものとする。

### 第1節 整備基本構想から個別計画へ

ここでは、個別計画について、事業の流れ、内容、期待できる効果を各事業でまとめている。各事業の実施にあたって、特に留意すべきは、文化的景観の構成要素の特徴を把握し、行政の内外を問わず文化的景観の「価値を共有化」することである。事業ごとにその主体者や協働を図る相手は様々な場合が想定できるが、「岐阜らしさ」という共通のこたばを用い連携を図ることにより事業の相乗効果を図る。

また、人口減少時代に対応した事業展開も必要である。財政状況が厳しさを増す中、国県補助金だけに頼らず、市民協働も交えた事業を展開することが重要であるため、クラウドファンディングの活用や民間企業との連携も検討する必要がある。

過去から現在までの歴史の重層性と場所の持つ魅力の表出が文化的景観の個性である。それを構成する諸要素は、そこに生活する人々の営みを映し出した鏡であり、現在あるいは将来にわたって、これまでの様相を違和感なく更新することは大変難しい。整備基本構想では、重要文化的景観の目指すべき将来像を「長良川中流域固有の自然・歴史・文化が息づいた住みやすく働きやすいまち」としている。これを達成するためには、複眼的視点を持ち、選定範囲全体で、地域ぐるみで事業を推進することが重要になってくる。

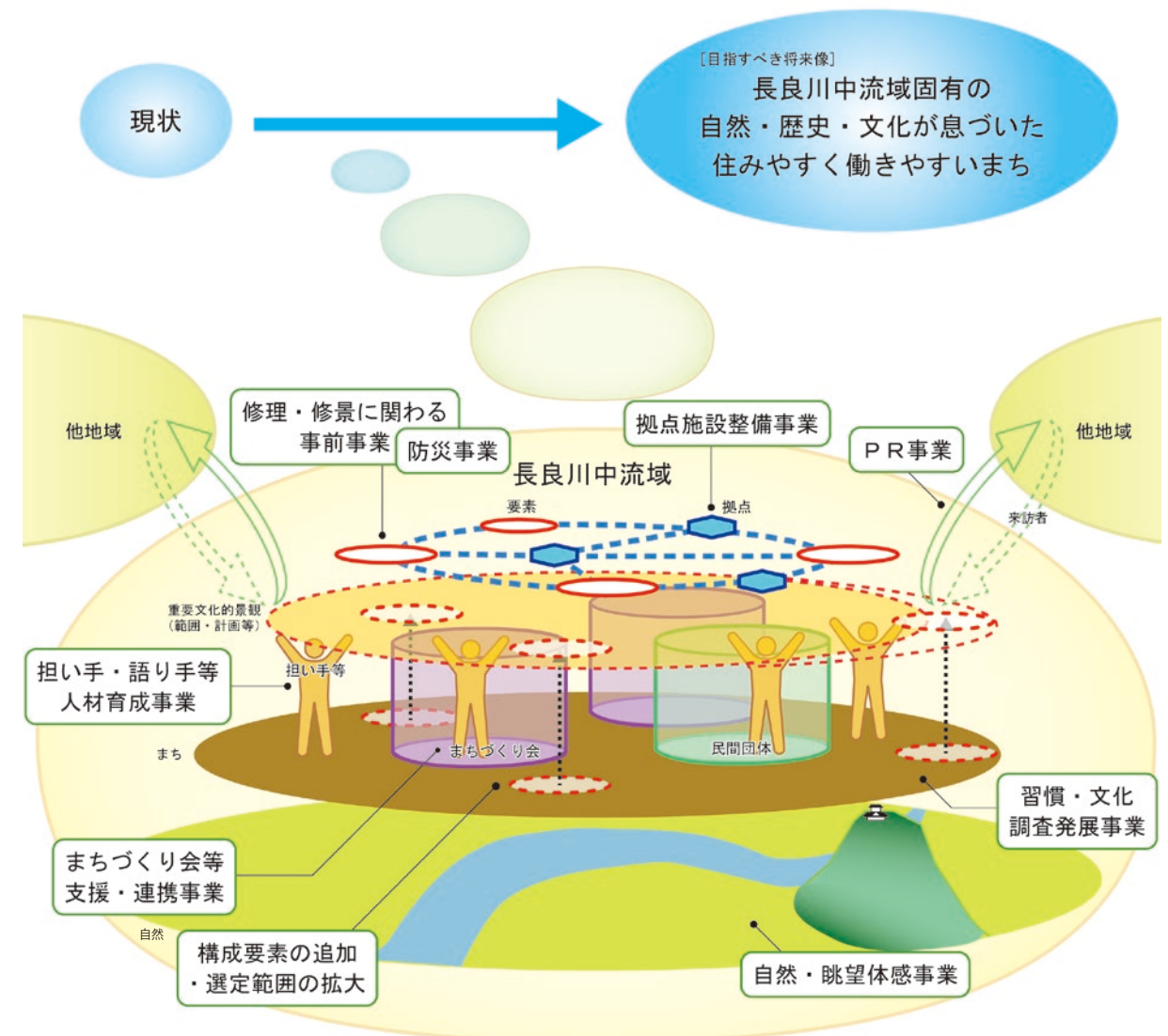


図4 個別計画の位置づけ



整備基本構想でまとめられた各プロジェクトと事業は、地区ごとあるいは地域全体で展開する。文化的景観は一定範囲の空間的な広がりを持ち、本市の重要文化的景観選定範囲でいえば大きく5地区(旧城下町地区、川原町地区、鶯飼屋地区、金華山地区、長良川地区)に分けられている。同じ選定範囲内であっても重要な構成要素の様態も様々で、景観計画等、関連する法律も異なっている。長良川中流域における岐阜の文化的景観を全体として俯瞰すれば、岐阜らしさが浮かび上がるが、地区ごとに際立つ岐阜らしさも異なってくる。

それぞれの事業は地区ごとに行うものや他事業との連携を意識して行うものなど様々な展開が考えられ、事業主体の在り方も、行政として行うもののほか、まちづくり会などの市民団体と協働で行う事業が考えられる。ここでは、各事業の「個別計画」について、文化財部局で取り組む9事業を記述する。また、これらの事業に関して、市民や民間団体が利用できる補助事業や補助金等については、巻末資料に一覧で掲載している。

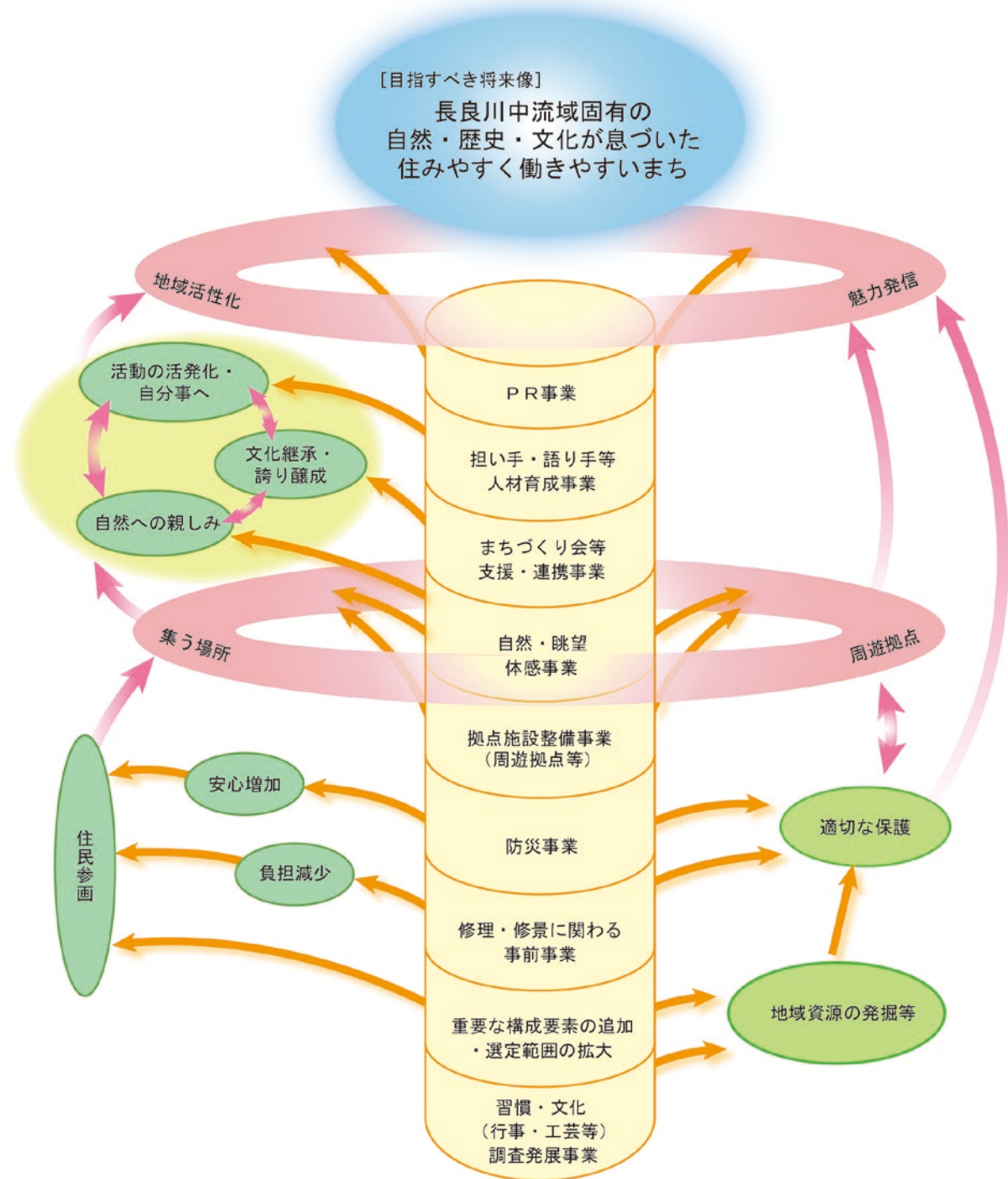


図5 個別計画の関係図

下の図は、整備基本構想でまとめられたハード面・ソフト面のプロジェクト及び事業と、整備計画の個別計画との関係性を示した図である。整備基本構想におけるいくつかのプロジェクト及び事業の中から関係性の深いものを、整備計画の個別計画に集約している。具体的には、①～⑧まで8つあるハード面のプロジェクトから①、③、⑤、⑥の4つを、A～Fまで6つあるソフト面のプロジェクトから全てを抽出し、その各プロジェクト内の関連する事業を総合的にとりまとめ、個別計画へと集約している。

なお、個別計画のうち、「9.防災事業」については、整備基本構想では事業として挙げられてはいないものの、文化財における近年の自然災害等による被害を受け、新たに追加したものである。



図6 整備基本構想におけるプロジェクト・事業と整備計画の個別計画の関係



## 第2節 個別計画と年次計画

個別計画は全部で9つあり、各計画の目的と概要は以下のとおりである。

通番	名称	目的	計画の概要
1	修理・修景に関わる 事前事業	重要な構成要素である建築物を適切に保存しつつ、修景により周囲との調和や美化を進め、空間として統一的な整備を行い、魅力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な構成要素(建築物)のカルテ化を行う。</li> <li>・既存の補助制度について再検討し、整備する。</li> </ul>
2	拠点施設整備事業 (周遊拠点等)	観光客や市民が文化的景観を意識、理解しながら文化的景観のエリアを歩いてまわれるよう拠点の整備等を通し、周遊性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点場所、建物等の候補を選出し、コンセプト等を検討する。</li> <li>・眺望ポイントは市民から意見を募集し、場所の選定を行う。</li> </ul>
3	重要な構成要素の追加・ 選定範囲の拡大	文化的景観の範囲拡大や構成要素の追加により、より広い空間で景観を保全するとともに、関わる人を増やすことで、景観保全の気運向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成要素の追加候補を特定し、調査や所有者への説明を行う。</li> <li>・構成要素への追加、選定範囲の拡大を行う。</li> <li>・必要に応じて説明会を実施する。</li> </ul>
4	PR事業	イベントやSNS等を活用して広く情報発信し、生業や生活、文化への興味関心を高め、地場産業の振興や観光誘客、地域コミュニティの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を選出し、方法、媒体、デザイン等を決定し、関係各所との連携、調整を行う。</li> <li>・PR素材を作成し、発信する。発信後、適宜内容の更新や見直し等を行う。</li> </ul>
5	自然・眺望体感事業	文化的景観の価値の基幹を成し、市民に広く親しまれる長良川や金華山などの良好な自然環境や眺望を体感できる場を提供し、自然環境等の保護意識の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然を感じる・学ぶ体験を通し、文化的景観の周知を図る。</li> <li>・自然を見渡せる眺望ポイントを管理する。</li> <li>・自然環境に関わる整備について事前協議の体制を整える。</li> </ul>
6	習慣・文化(行事・工芸等) 調査発展事業	過去の報告書等に基づき、聞き取りや映像撮影によって、習慣・文化について調査・記録等を行い、価値付けするとともに、次世代への継承を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果に基づき報告書を作成する。</li> <li>・価値が明らかとなった場合は周知・PRするとともに、価値付けを行い、保護する。</li> </ul>
7	担い手・語り手等 人材育成事業	関心を高めるイベントの実施や人材育成の場を整備することにより、文化的景観に関わる文化や伝統工芸等に携わる関係者の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーや体験、イベント等を企画、実施する。</li> <li>・担い手育成の場を整備するため、研究を進める。</li> </ul>
8	まちづくり会等支援・ 連携事業	補助制度の再検討や整備により活動を支援し、行政と連携しつつ、まちづくり会が持続的に活動できる環境、体制の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり会に対する支援や連携内容を検討し、運用等を進める。</li> <li>・事業実施後、ヒアリング等により、定期的な見直しを図る。</li> </ul>
9	防災事業	近年の自然災害や事故等による文化財の被害状況を考慮し、耐震・耐火等の防災設備の設置を促し、建築物の適切な保存を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な構成要素(建築物)のカルテ化を行う。</li> <li>・防災設備の構成要素全戸への設置をめざす。</li> <li>・災害時の所有者向け緊急フローを作成し、配布する。</li> </ul>

表1 個別計画の目的と概要



凡例  
■ 準備期間 ■ 実施期間

通番	事業	岐阜市文化財保存地域計画における重点事業の番号	実施スケジュール									
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1	修理・修景に関わる事前事業	44	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
			聞取り	記録調査			※構成要素(建築物)の追加次第 聞取り&記録調査を行う					
				補助制度の再検討・整備								
2	拠点施設整備事業 (周遊拠点等)	49						場所の検討・調整			デザイン等の検討	
3	重要な構成要素の追加・ 選定範囲の拡大	41				調査・調整			価値付け→追加			
						説明会等の実施						
4	PR事業	42	検討・調整		素材等の作成		発信			見直し		
5	自然・眺望体感事業	46		自然とのふれあい体験								
											施設・ポイント管理	
				合意形成と体制づくり								
6	習慣・文化(行事・工芸等) 調査発展事業	40	調査					報告書作成		価値付け		
								継承・発展への検討				
7	担い手・語り手等人材育成事業	47	企画・調整		企画の実施・運営							
								担い手育成の場の整備に向けた検討				
8	まちづくり会等支援・連携事業	48		情報収集	内容の検討		運用・実施			見直し		見直し
9	防災事業	45	聞取り	所有者との協議	防災設備の設置							
				緊急時フローの作成								



## 1. 修理・修景に関わる事前事業

### 事業の流れ



#### (1) 図面の把握と修理予定等の間取り

重要な構成要素(建築物)の全戸について、図面の有無や状態を把握し、今後数年以内での修理等予定の確認を行い、カルテ化する。

※修理等予定の確認は毎年度とする。

※「3. 重要な構成要素の追加・選定範囲の拡大」事業と調査対象が重複するため適宜調整を行う。

#### (2) 記録調査

(1)の結果により、図面の無い重要な構成要素(建築物)について、図面化、写真撮影等の記録調査を実施する。(記録調査内容の想定:配置図、平面図、立面図など)

#### (3) 補助制度の再検討・整備

重要な構成要素(建築物)の修理等に関わる本市の補助対象や補助基準、“準”構成要素の基準等の設置など、既存の補助制度について国及び他市の補助要綱等を参考に再検討し、整備する。



### 事業により期待できる効果

#### 効果1: 適切な保護の推進

- ・重要な構成要素(建築物)において、現状変更等の相談がある際、速やかな対応が可能となる。
- ・補助制度を再検討し整備することにより、重要な構成要素への追加同意を得やすくする。
  - 重要文化的景観として価値のある建築物を多く保護することができる。
- ・修理や修景が進むことにより、価値のある状態を維持し、空間的な魅力を向上させることができる。

#### 効果2: 所有者の負担減少

- ・建築物の管理における所有者の金銭的負担を軽減する。



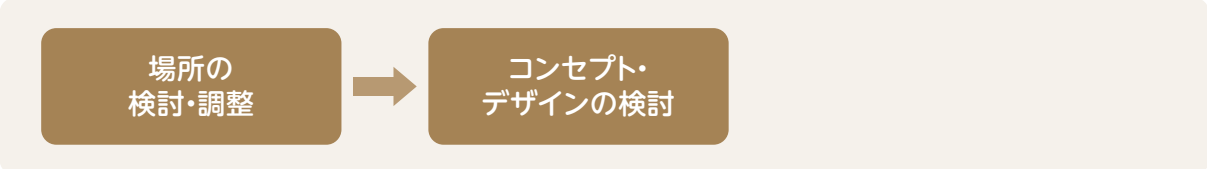
<b>重要な構成要素（建築物） 名称</b>	
写真	写真
<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 建築年・構造等	
<input type="checkbox"/> 図面の有無 主屋（有・無）〇〇年作成 / 土蔵（有・無）〇〇年作成 <input type="checkbox"/> 防災設備の有無（有・無）→ 自動火災報知器・煙感知器設置 設置位置＝1 階応接室・2 階座敷（詳細別紙位置図）	
<input type="checkbox"/> 所有者（履歴） 氏名・名称 年月日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 〇年〇月〇日～	

□ヒアリング記録	
日時	内容
〇年〇月〇日 場所 時間	特になし
〇年〇月〇日 場所 時間	(例) 主屋屋根を修理したい など →〇年度に補助事業で実施予定
〇年〇月〇日 場所 時間	
〇年〇月〇日 場所 時間	
〇年〇月〇日 場所 時間	
〇年〇月〇日 場所 時間	

2. 拠点施設整備事業(周遊拠点等)

事業の流れ



(1) 場所などの検討と調整

文化的景観を紹介、構成要素を繋ぐ周遊拠点などの役割を担う拠点について、場所・建物等を検討し、所有者や関係部局との調整を行う。新設や既存の施設、空き家・空き地の活用も視野に入れ検討する。  
 ※拠点は、例として旧城下町地区、鶴飼屋地区等を想定。

眺望ポイントについては、市民から意見を募集し、集まった意見により場所の選定を行う。また、季節や時間における特徴なども考慮する。

(2) コンセプト・デザインの検討

拠点活用の対象者、機能、実施事項等、必要な改装におけるデザイン、修理・補強箇所・防災に関する検討を行う。また、合わせて、運用時の管理体制・維持体制の構築を進める。これらの各検討に関して、住民とともに作業を進め、必要に応じて話し合いの場を設ける。

※機能の例として、文化的景観に関する展示・解説・案内、地域住民の活動拠点、生活に関する情報コーナー、観光のための情報コーナー等があげられる。

既存拠点施設(長良川うかいミュージアム)及び眺望ポイントについては、あらゆる世代、インバウンド等に対応可能かつ、回遊性向上を図るための取組み、歴史的な視点やストーリー、駐車場との動線などを軸とした周遊ルート、周知方法、必要に応じたサインデザインの検討を行う。



事業により期待できる効果

- 効果1：観光・周知、周遊の拠点としての機能**
  - ・ 文化的景観についての拠点としてのみならず、拠点周辺の観光や文化財についての案内所及び展示施設としての役割を担う。
- 効果2：人の集まる場としての機能**
  - ・ 地域住民と来訪者の両方が集うことのできる場所とすることで、交流の増加につながる。  
 地域住民：来訪者に向けた地域の紹介への意欲増加、地域文化への関心増加、地域継続への意欲増加。  
 → 地域コミュニティの強化、誇りの醸成、生きがいの創出。  
 来訪者：地域情報の“生の声”を聞くことができ、地域住民と交流ができる。
  - ・ 新しい情報や体験を通じて、商売や地域活動が活性化することが期待できる。



### 3. 重要な構成要素の追加・選定範囲の拡大

#### 事業の流れ



#### (1) 調査と調整

過去の調査結果及び他事業(「習慣・文化(行事・工芸等)調査発展事業」)における聞き取り調査をもとに、一定の基準により重要な構成要素への追加候補を特定し、建築物や工作物を調査する。選定範囲は、将来的に次ページに示す文化的景観の範囲に近づけることを目指し、**価値を明らかにする調査\***を実施する。

また、重要な構成要素への追加や選定範囲拡大のための同意に向けた関係機関・所有者等との調整を行う。

※建物や工作物の調査内容は、図面作成、建築年代調査、災害等痕跡調査、史料調査、聞き取り調査、類例調査、生活調査、記録写真撮影等を予定。

#### (2) 価値付け

調査をもとに、既存の保存計画等における位置付け及び文化的景観における価値付け、または文化財指定や登録を行う。

#### (3) 追加

価値付け等をもとに重要な構成要素への追加、選定範囲の追加拡大を行う。

#### (4) 説明会の開催等

上記(1)～(3)と並行し、重要な構成要素への追加候補の所有者、拡大された選定範囲内の住民などを対象に、随時、取扱いや価値内容、制度等についての説明会を開催する。



#### 事業により期待できる効果

##### 効果1：文化財としての適切な保護

- ・より多くの構成要素及び広い範囲を保護することで、景観の一体感や広がりとして捉えやすくなる。
- ・様々な構成要素と広い選定範囲から、価値を伝えるためのストーリーや関係性を紡ぎやすくなる。

##### 効果2：文化的景観に関する事業への住民参画

- ・地域の活性化や住民の誇りにつながる。

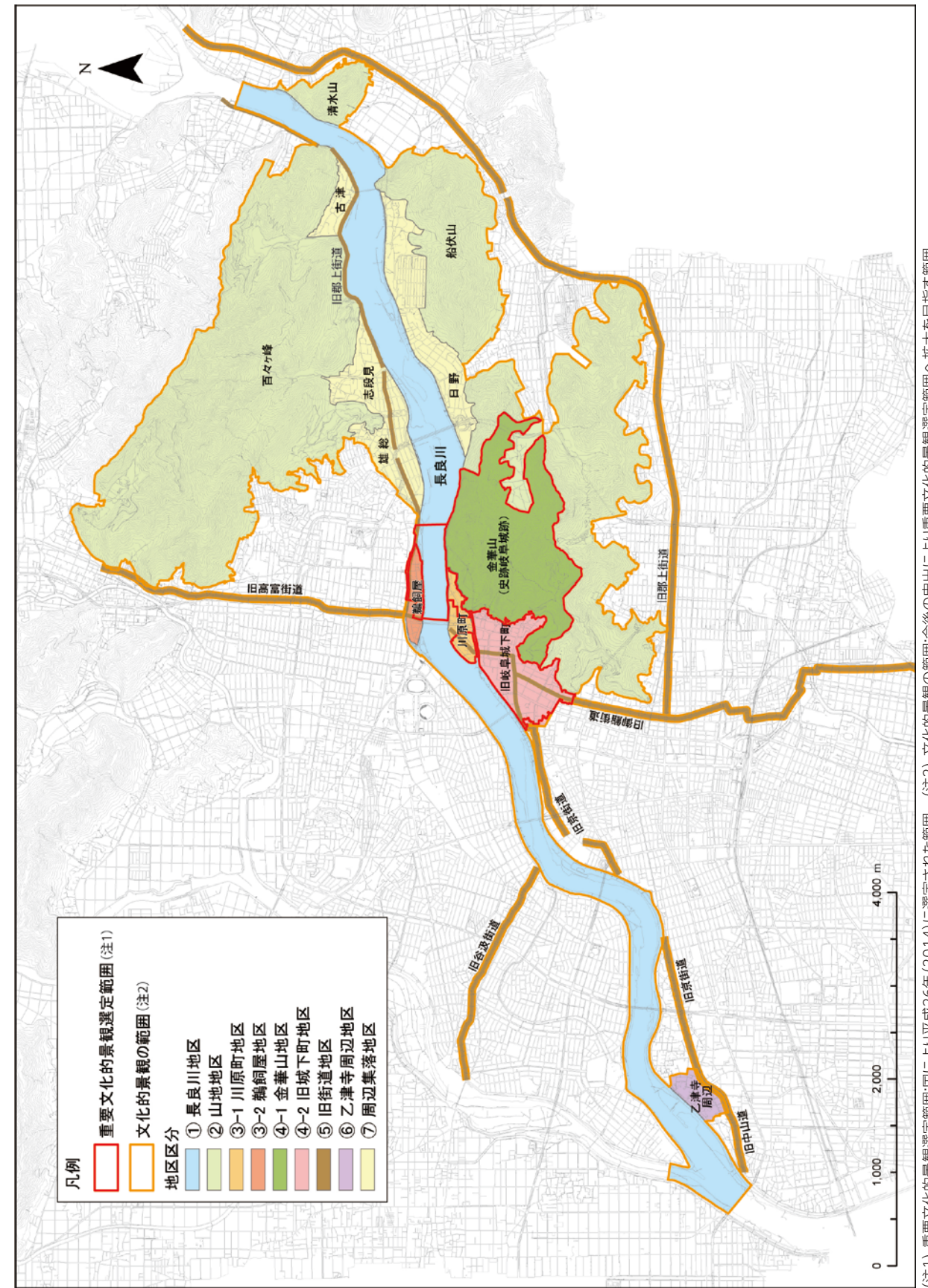


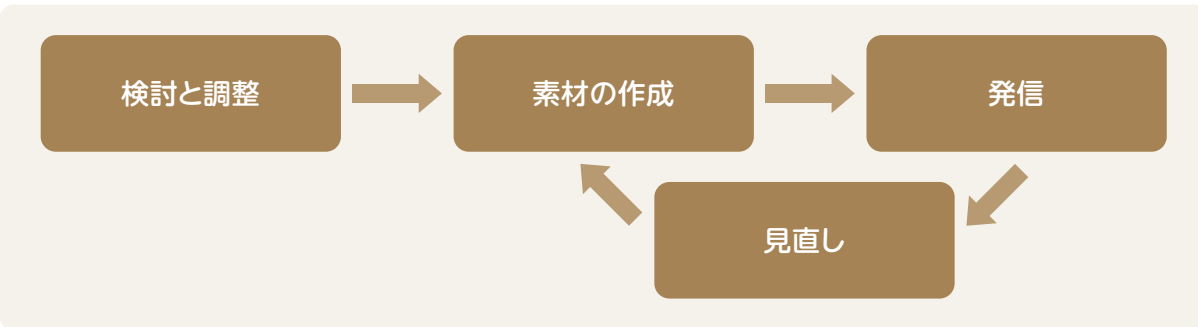
図7 重要文化的景観選定範囲及び文化的景観の範囲

(注1) 重要文化的景観選定範囲:国により平成26年(2014)に選定された範囲 (注2) 文化的景観の範囲:今後の申出により重要文化的景観選定範囲へ拡大を目指す範囲 (注3) 旧街道は現在の道路に合わせたおおよその位置。



## 4. PR事業

### 事業の流れ



#### (1) 検討と調整

重要な構成要素や文化的景観全般、あるいは生活や文化等の調査成果などPR対象を特定した後、対象に合わせたPR方法、媒体、デザイン、場所等を決定する。また、文化的景観事業に関係する各部局、観光等関係課との連携に向けた調整を行う。新規で作成するか、あるいは既存のものについてはニーズに合わせて取捨選択し、必要なものについてのみ更新等を行う。

また、日本遺産など、他の文化財等に関わる情報や、観光情報などの情報発信と併せた文化的景観の情報発信の方法なども検討する。

※方法・媒体の例として、SNSアカウントの開設、生活・生業体験イベントの実施、マップ・パンフレットの作成、PR映像（ドローン撮影等）の作成、サインの設置等があげられる。

#### (2) PR素材などの作成

PR素材の作成を進める。作成時、必要に応じて、関係施設、老舗店、住民やまちづくり会等への協力を求める。

※巻末封筒にPR素材の例として、文化的景観カレンダーを付録。

#### (3) 発信

(2)で作成したものを観光拠点や案内所、市有施設など、人の目につきやすい場所へ設置し、発信する。

#### (4) 見直し

定期的にPR内容の更新や見直しを行い、最新の情報を効果的に発信する。

### 事業により期待できる効果

#### 効果1：地域住民、来訪者両方への魅力発信

- ・地域住民：まちへの誇りや自慢に思う気持ちの向上。
- ・来訪者：魅力の発見による来訪への機運向上。

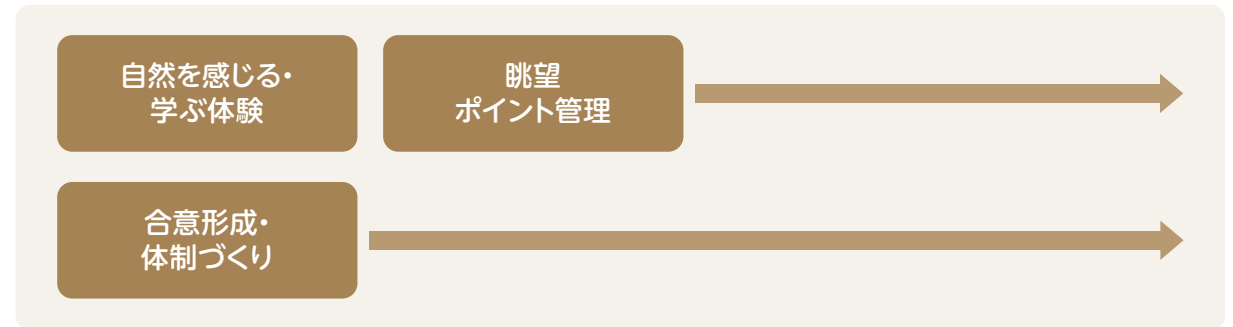
#### 効果2：地域活性化へのきっかけになる可能性

- ・新しい情報や体験を通じて、商売や地域活動の活性化が期待できる。



## 5. 自然・眺望体感事業

### 事業の流れ



#### (1) 自然(山・川・水路)を感じる・学ぶ体験

金華山、長良川、旧城下町等の水路をめぐる探検や清掃活動、謎解きイベント、スタンプラリー等を通して、住民や来訪者が文化的景観にある自然を知り、感じ、楽しさ・恐ろしさなどについて学ぶ機会を設ける。クアオルト、ぎふ長良川鶴飼かわまちづくり計画等、関連する事業等と連携し、文化的景観についても周知を図る。  
※これらに関わる情報発信は「4. PR事業」と同様。

#### (2) 合意形成とそのための体制づくり

文化的景観内での国及び県の関係機関等による自然環境の整備について、事業情報を事前に提供いただきつつ、景観に配慮した工法及びデザインとしてもらうための協議の場を設ける。また、事業について、フロー等を作成する。

#### (3) 眺望ポイント管理

史跡岐阜城跡の整備委員会と文化的景観の検討委員会とで合同委員会を実施する等、史跡と文化的景観での情報共有を行い、庁内や関係機関と調整の上、自然環境の維持管理に努める。また、史跡・文化的景観管理の一環として、金華山から長良川や町を見渡す景観確保のための樹木の伐採等を行う。このほか、写真展とのタイアップや教育機関との連携等により、まちの中にある季節や時間によって変わる見どころ等を募集し、眺望ポイントの選定に役立てる。

※「2. 拠点施設整備事業」にて整備された拠点施設のうち、山や川における眺望ポイントの管理も含まれる。

### 事業により期待できる効果

#### 効果1：自然への親しみ

- ・山、川、水路等について知ることにより、保護への意識を醸成する。  
→日常の話題にのぼることで、保護意識の拡散へ。

#### 効果2：統一的な整備

- ・国、県、市が文化的景観に対する共通の意識を持ち、整備等に携わることができる。  
→文化的景観全体の空間的魅力向上。



▲まちあるきイベント(鶴飼屋地区の様子)

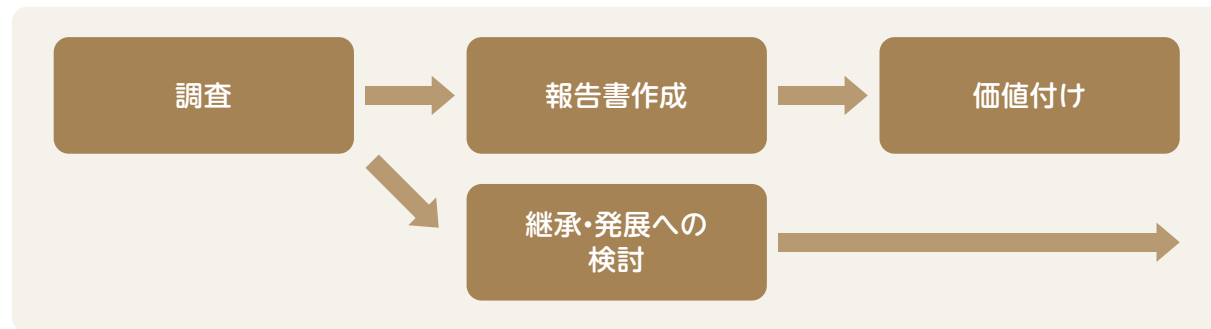


▲まちあるきイベント(川原町地区の様子)



## 6. 習慣・文化(行事・工芸等) 調査発展事業

### 事業の流れ



#### (1) 調査

既に『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存調査報告書』(平成27年3月発行)作成時の保存調査によって一定程度の調査は実施されているが、不足分や追加として、悉皆調査(重要文化的景観選定範囲の聞き取り等)を実施する。同時に文化的景観についての周知、地域構造の変化、空き家等の実態調査を兼ねる。実施方法や聞き取り項目等を洗い出すためのワークショップやアンケートを事前に行い、産学官連携や自治会等の協力のもと実施する。

悉皆調査内容は、格子の洗いに関する事項(習慣の有無、習慣の開始時期等)、座敷の位置、庭の有無、茶室の有無、金華山(岐阜城)への眺望等を予定。実態調査内容は、整備計画策定後5か年間の地区の空き地・空き家状態、新築家屋、人口構成等を予定。伝統行事や岐阜提灯などの伝統工芸品については、過去の調査結果をもとに、歴史や現況の調査を実施する。調査内容は、作成技術、手順、用具、原材料、供給・利用状況を予定。記録は、写真や映像による。他、水路や水防関連施設・工作物についても歴史等の調査を行う。

#### (2) 報告書作成

調査結果に基づき報告書の作成を行う。

#### (3) 価値付け

調査により明らかになった価値がある場合は、保護に向けた文化財指定等を検討する。

#### (4) 継承・発展への検討

伝統行事については担い手等の継承に向けた支援、伝統工芸については原料・用具の持続的な確保への保護や支援内容及び方法を検討する。

水路等については、調査により明らかになった歴史や価値等を周知し、それらの継承を図る。

※伝統工芸については「7. 担い手・語り手等人材育成事業」に関連する。

※これらに関わる情報発信は「4. PR事業」にて行う。



### 事業により期待できる効果

#### 効果1：地域資源の発掘や創出

- ・岐阜らしさを担う習慣の実態を明らかにする。  
→改めて注目し価値づけすることで住民の誇りとなる。

#### 効果2：習慣や文化の認知度向上と継承

- ・調査を通じて、習慣や文化及び、文化的景観について住民の認知度向上を図る。  
→文化等の継承への意識醸成や協力者の増加が期待できる。

## 7. 担い手・語り手等人材育成事業

### 事業の流れ



#### (1) セミナー、体験、イベント等の企画・調整

重要文化的景観に関わる地域特性、歴史的背景等に関心を抱いてもらえる企画を検討する。

企画は、重要文化的景観の語り部セミナー(初級・中級・上級)、伝統工芸品の作成体験、鵜飼関連技術の体験、重要文化的景観に関する勉強会、謎解き・スタンプラリー等のまち歩き等を想定。また、文化財や観光等での既存の人材育成やガイド育成の仕組みにタイアップするなど、多様な実施方法を検討、調整する。このほか、小学校～大学などの教育機関等との連携による講座の実施など、産学官連携も視野に入れ、若い世代を取り込める工夫をとり入れる。

#### (2) 実施・運営

企画→実施→評価→改善を繰り返し、人材育成を進める。

#### (3) 担い手育成の場の整備に向けた検討

公益社団法人金沢職人大学校のような先進事例について、設置者である金沢市などへのヒアリングを行い、研究を進める。

※ヒアリング項目は、開設までの経緯や流れ、運営方法等を想定。



### 事業により期待できる効果

#### 効果1：文化の継承

- ・伝統工芸や鵜飼関連技術の継承が進み、岐阜らしさが維持される。  
→語り手及び担い手の増加により、新たな産業や商業が生まれ、稼業の増加が期待できる。

#### 効果2：誇りの醸成

- ・地域を知ることの魅力を感じ、自発的に地域活動を行う可能性が高まる。



▲鵜飼の語り部育成セミナー(平成28年度(2016)開催)の様子

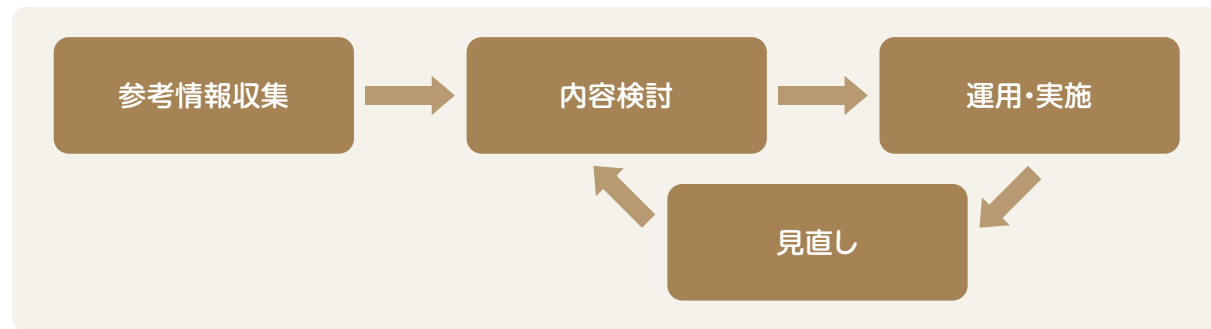


▲整備計画策定にあたってのワークショップ(平成30年度(2018)開催)の様子



## 8. まちづくり会等支援・連携事業

### 事業の流れ



#### (1) 参考情報の収集

他都市の重要文化的景観地域における、まちづくり会や市民団体への支援や、まちづくり会等と自治体、まちづくり会同士の連携事業、イベント等について、情報収集を行う。

※収集手段は、全国文化的景観地区連絡協議会や都市型の重要文化的景観を持つ自治体への聞き取り等。

#### (2) 支援・連携内容の検討

ヒアリングやアンケート、意見交換の場等を通して、岐阜市におけるまちづくり会等に対する支援や連携事業などについて意見聴取し、検討を進める。

#### (3) 運用・実施と見直し

検討した支援制度の設置・運用や連携事業を実施する。効果的に事業が実施されるよう、制度について住民に向けた説明会を開催するとともに、公式ホームページ等で周知を図る。また、連携事業についても事業の実施状況や結果の周知を行う。

事業実施後、内容についてヒアリングなどを行い、定期的な見直しを図る。

連携事業の例として、地区合同勉強会、ワークショップ等があげられる。これらの機会を設け、意見を聴取し、他の事業に反映させる。



### 事業により期待できる効果

#### 効果1：まちづくり会等の活動の活発化と拡大

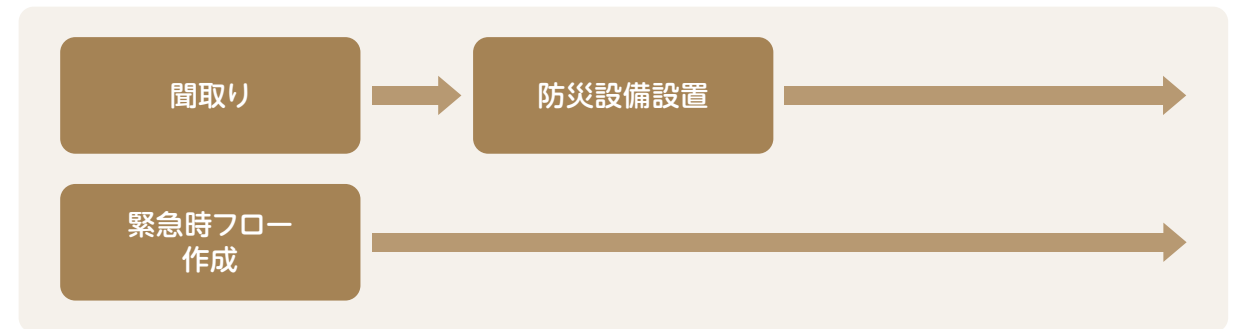
- 支援や連携事業も含めたまちづくり会等の活動によって、人の活動が活発になり地域が活性化する。  
→新たな活動への発展の可能性。

#### 効果2：他人事から自分事へ

- 改めて地域の活動について検討することで、地域へ思いを巡らせるようになる。  
→責任や誇りをもって活動にあたることができる。

## 9. 防災事業

### 事業の流れ



#### (1) 防災に関する状況調査

重要な構成要素(建築物)の耐震・耐火等、防災設備の現状を聞き取り調査によって把握し、カルテ化する。  
※「1. 修理・修景に関わる事前事業」と合わせて把握調査を行う。

#### (2) 防災設備の設置

作成したリストにもとづき防災設備の重要性を呼びかけるとともに、防災設備の設置にあたっては、補助制度を活用できることを周知する。

#### (3) 緊急時フローの作成

災害等によりき損があった場合等における、所有者向けの対応フローを作成し、配布・説明する。



### 事業により期待できる効果

#### 効果1：適切な保護の推進

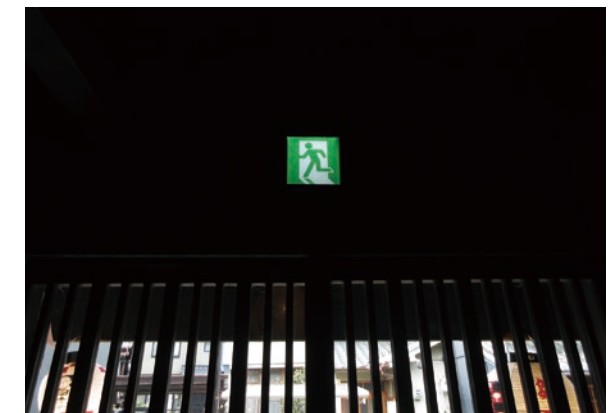
- 補助制度の周知・見直し等により、重要な構成要素への追加同意を得やすくする。
- 被災した際の迅速な対応が可能となることで、より多くの重要な構成要素を継承することができる。

#### 効果2：所有者等住民の生活への安心増加

- 所有者自身の金銭的負担を軽減しつつ、安心して住むことのできる状態にする。



▲既設の防災施設(自動火災報知機)



▲既設の防災施設(避難誘導灯)

# 第3章 重要文化的景観の保全・整備の推進に向けて

## 第3節 個別計画の関係性

個別計画として、各事業の内容を前節にて整理したが、各個別計画を一連の文化的景観保護推進事業として捉えた時の流れは、下図のとおりである。

文化的景観は様々な要素、分野に跨り、相互に深く関わっているため、当然それらを保護、推進していくためには、多角的なアプローチが必要となる。また、そのアプローチが単独のものではなく、関連性をもったものでなくてはならない。前節で述べた個別計画は、全体として岐阜の文化的景観をより良くしていこうとする動きの中のほんの一握りである。

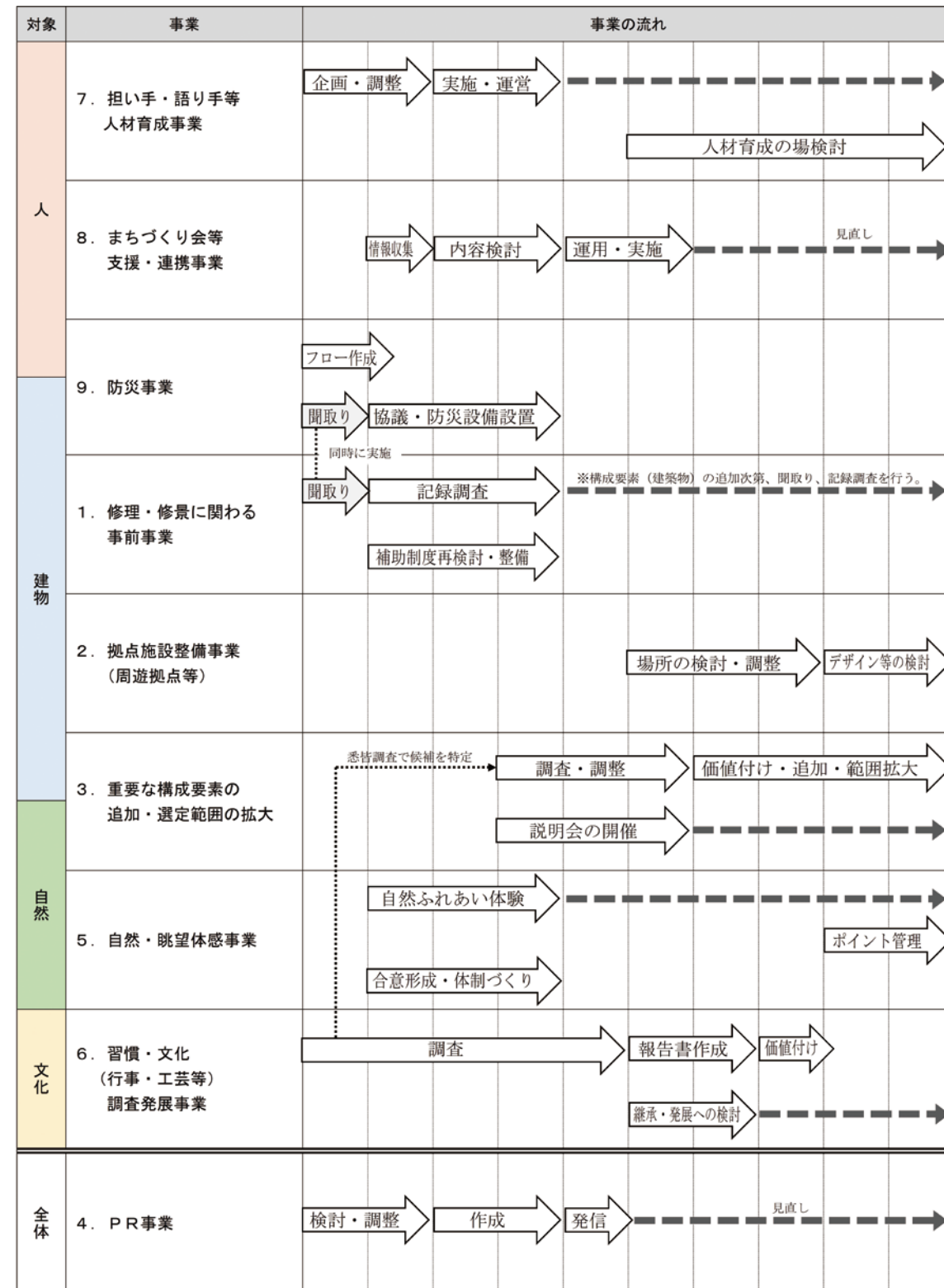


図8 事業の流れの関係図

## 第1節 現状変更(公共事業フロー)

本計画対象範囲において実施される公共事業は、下記に示す図9のフローの通り、重要文化的景観への影響等について文化財部局及び景観関係部局と協議の上、必要な手続きなどを行う。また、前章にて示した各事業や、整備基本構想で示されたプロジェクトを実施する場合においても、下記フローを適用することとする。

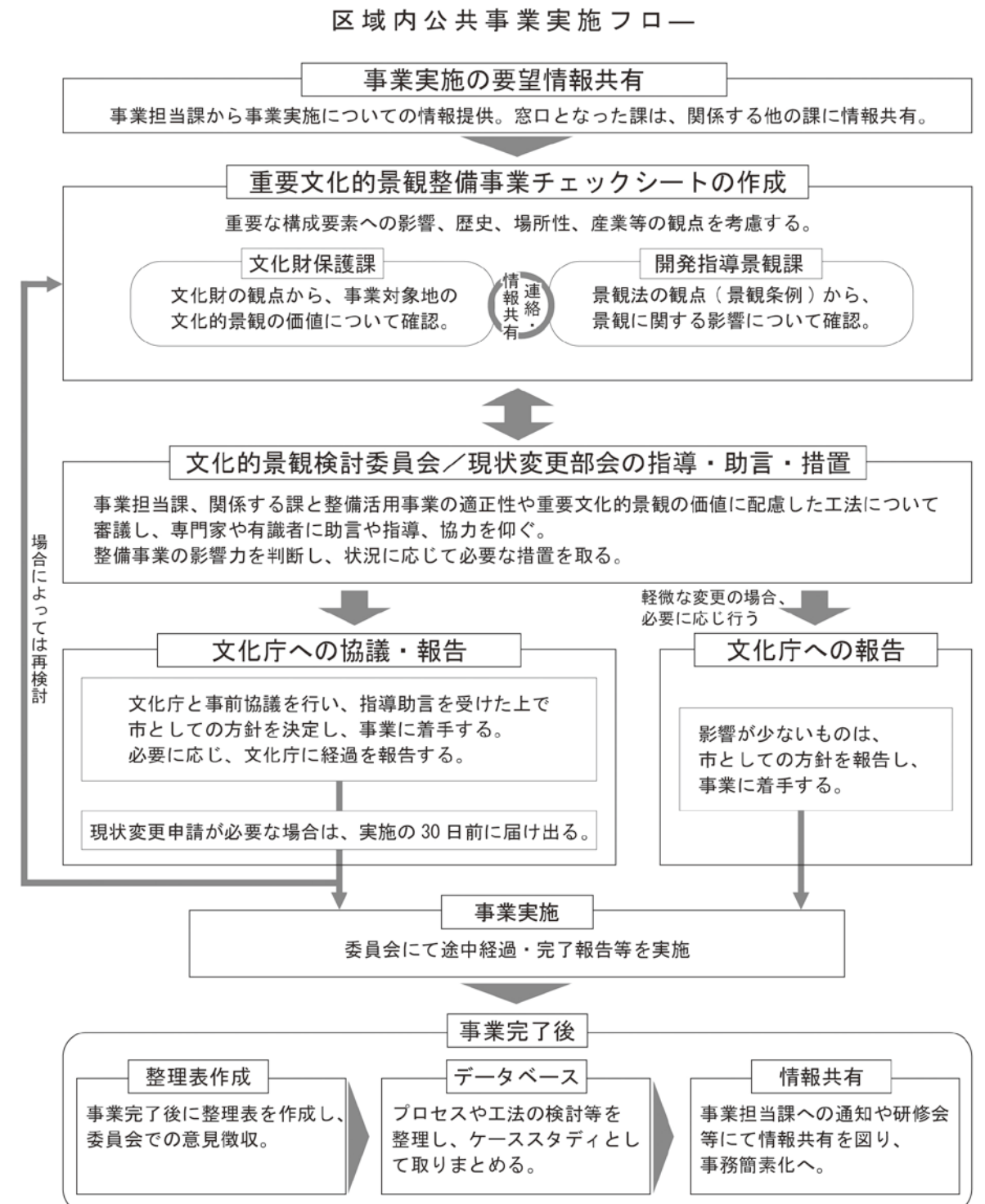


図9 公共事業フロー図



## 第2節 組織・推進体制

前章にて示した各整備事業は、文化財部局を中心に実施するものである。事業は多岐にわたるため、課内での担当間の連携、課の人員増加、部内の連携などによる体制強化などが必須である。

事業の推進にあたっては、重要な構成要素の所有者や地域住民、他部局等の協力が必要不可欠であり、それらなしに事業を進めることはできない。また、実施にあたっては、専門家や地域住民等で構成される文化的景観検討委員会並びに下部組織である部会において審議し、文化庁、岐阜県との事前協議の上、それらの指導・助言に基づき実施する。

また、庁内で行う事業については、事業内容や実施時期を把握し、進捗管理を行う。

岐阜の重要文化的景観の目指すべき将来像「長良川中流域固有の自然・歴史・文化が息づいた住みやすく働きやすいまち」を達成するため、選定範囲全体で、地域ぐるみで事業を推進していく。

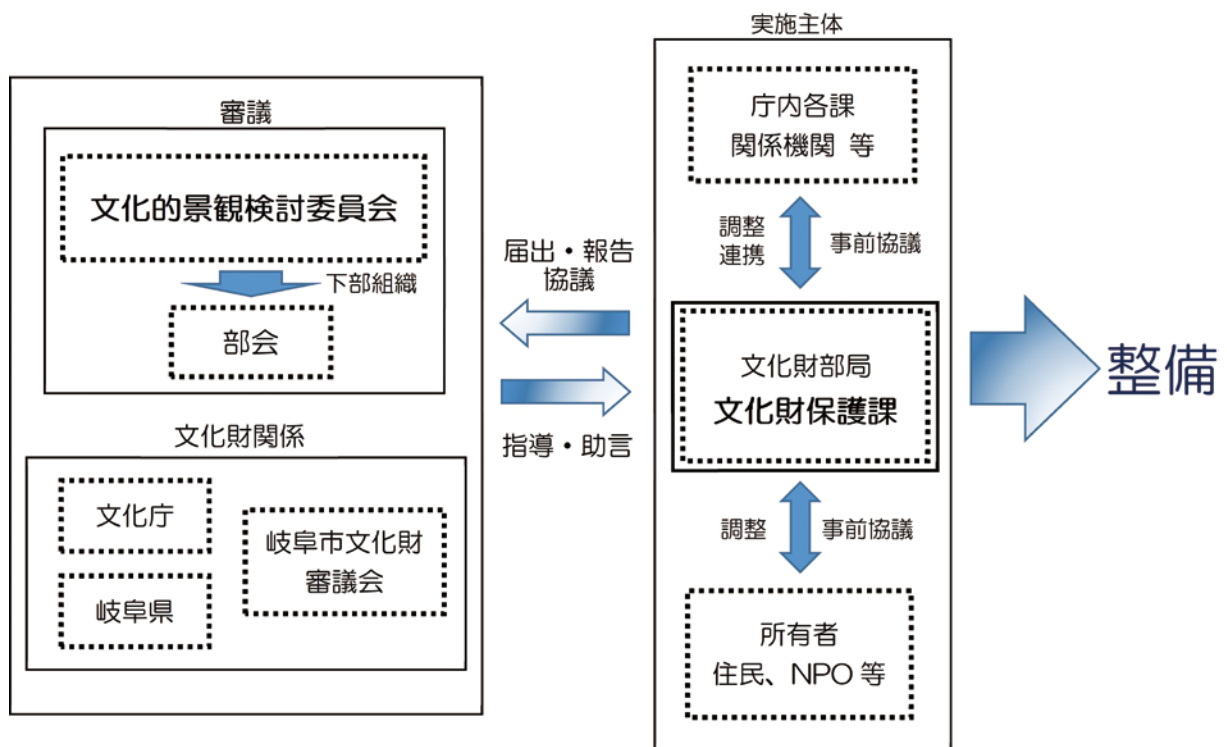


図10 整備事業実施の推進体制図

関係補助金

※本資料は、令和3年(2021)2月末時点の情報により作成している。実際に補助金を利用する場合、各補助金等の要綱等を確認すること。

■岐阜市の補助制度等

補助金名		対象	要件(概要)	補助率	限度額	申請・相談期間	所管
岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金		市内観光施設等を所有又は運営する事業者	外国人観光客の誘致を目的として次の事業を実施した場合、費用の一部を補助する ・パンフレット、案内看板等を多言語化する事業 ・無料公衆無線LANを新設又は増設する事業 ・トイレを洋式化又は利便性向上のための設備を整備する事業 ・クレジットカード又は電子マネーによる決済に対応した電子決済用端末機器を導入するための事業	(補助対象経費の) 1/2	8~30万円 (事業の対象による)	対象事業を行う年度の1月末日までに書類提出	観光コンベンション課
岐阜市空き家改修費補助金		空き家に定住する者(2人以上の世帯に属する)であり、市外からの定住者、子育て世帯、新婚世帯に該当する者	幾つかの条件を満たす空き家を購入し、その改修にかかる費用の一部を助成する	(補助対象経費の) 1/2	60万円	申請期限:12月25日頃 ※空き家に係る売買契約を締結した日から6ヶ月以内	まちづくり事業課
建築物等耐震化促進事業	木造住宅耐震診断(無料耐震診断)	昭和56年(1981)5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅	所有者から申込みのあった住宅に無料で県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」を派遣し、「耐震診断」及び「概算補強工事費等の情報提供」を実施する	-	-	申請期間:(各年度)5~10月頃 ※先着順	建築指導課
	木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金	昭和56年(1981)5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅	耐震診断において「倒壊する可能性がある」と判定された住宅について、安全な住宅となる耐震補強工事を実施する市民に対して、その工事費の一部を補助する	・120万円以下の場合:工事費×61.5% ・120万円超えの場合:工事費×11.5%+一律60万円	・1.0補強:101万9千円 ・0.7補強:84万円	申請期間:(各年度)5~10月頃 ※先着順	
	建築物耐震診断補助金	昭和56年(1981)5月31日以前に着工された建築物	左記のうち、下記に該当するものに、建築物の耐震診断にかかる経費の一部を補助する ・木造の一戸建て住宅以外の建築物 ・建築物の構造について、国土交通大臣の特別な認定を受けたものでないもの	一戸建ての住宅(木造以外の構造) 補助対象額:13万6千円まで 補助率:2/3 限度額:9万円 一般建築物(一戸建ての住宅以外で全ての構造) 補助対象額:限度なし(ただし面積による上限あり) 補助率:2/3 限度額:上限なし		申請期間:(各年度)5~10月頃 ※先着順	
がけ地近接等危険住宅移転事業補助金		災害危険区域等の区域内の「既存不適格住宅」または「建築後の災害により安全上の支障が生じたとして市長が移転勧告等を行った住宅」	下記の一部の補助を行う ・左記の除却、これに伴う動産の移転等を行う事業 ・移転先の代替住宅の建設又は購入及び改修(これらに伴う土地の取得を含む)を行う事業		除却等に要する費用:97.5万円 代替住宅の建築又は購入及び改修するための借入金の子に相当する額:421万円または731.8万円(条件による)	相談:事業を行う前年度の4~9月頃 申請期間:(各年度)4~5月頃	
民有地緑化推進補助制度(生け垣づくり・張芝・地域緑化・環境緑化・屋上緑化)奨励補助金		個人、団体	生垣設置、張り芝、駐車場の緑化、壁面緑化等を実施する際、所定の基準を満たした場合に補助を行う	各詳細事業により異なる	各詳細事業により異なる	年度ごと	公園整備課(岐阜市みどりのまち推進財団)
市民活動支援補助金		岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループ	岐阜市内における地域社会の課題解決を目的に、市民活動団体が実施する自主的かつ公益的な事業への補助を行う	(対象事業費の) 拡充事業:2/3 新規事業:4/5	拡充事業:20万円 新規事業:8万円	(各年度)4~5月頃	市民活動交流センター
地域力創生事業補助金		まちづくり協議会	地域のまちづくりの勉強会や研修会の開催についての相談やサポートのほか、「まちづくり協議会」の設立・運営費の一部を支援する	(補助対象経費の) 2/3または4/5 (事業の対象による)	10~50万円 (事業の対象による)	年度ごと	
文化財保護費補助金		国・県・市の指定文化財の所有者・管理者	文化財の保存に要する経費に対して補助金を交付する	補助対象経費に対し下記の通り 国指定等:国庫補助を引いた額の1/3 県指定等:3/4 市指定等:1/2 重要文化的景観:1/2	予算の範囲内	年度ごと	文化財保護課



■岐阜県の補助制度等

補助金名	対象	要件（概要）	補助率	限度額	申請・相談期間	所管
木造住宅耐震診断事業		※市と連携して実施 → 「建築物等耐震化促進事業」				
岐阜県清流の国ぎふ推進補助金 （歴史・文化を活かした地域の 魅力向上事業）	市町村等、民間団体	世界遺産等又は地域固有の歴史資源や文化財を活かした地域の魅力づくりや発信、郷土への愛着・誇りの醸成、人材育成等を継続・発展させるための事業	1/2以内（知事が特に必要と認めるときは、2/3以内）	2,000万円（1団体当たり）	年度ごと	清流の国推進部地域振興課
岐阜県 市町村 住宅 利子補 給 フ ォ ー ム	耐震改修工事	県内の自己、県内の同居する親族の木造住宅で新たに利子補給対象工事を行う方など	当初5年間、利子に相当する額の一部を補助	対象融資限度額：300万円 利子補給額（5年間総額）：138,600円	4月1日から9月30日までにローンの契約をされる方→10月15日（金融機関経由県着） 10月1日から翌年の3月31日までにローンの契約をされる方→4月15日（金融機関経由県着）	岐阜県都市建築部住宅課
	移住定住空き家改修工事	移住者、多子世帯、新婚世帯など	対象者または対象者と賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者若しくは賃借権者の方が空き家の改修工事を行った場合に利子補給される			
岐阜県中古住宅流通利子補給制度	中古住宅を取得するときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する人	面積・劣化状況・耐震性等が県の示す条件に当てはまる中古住宅を取得する際に利子補給される	当初5年間、利子に相当する額の一部を補助	対象融資限度額：500万円 利子補給額（5年間総額）：231,000円		
コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）	市町村が認めるコミュニティ組織	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備にかかるものの購入に対し助成金を交付する	補助率10/10（10万円未満は切り捨て）	100万円から250万円まで	前年度の8月～11月頃	一般財団法人自治総合センター （岐阜県県民生活課交通安全・コミュニティ係）
コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）	市町村が認めるコミュニティ組織	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備にかかるものの購入に対し助成金を交付する	対象事業費の3/5以内に相当する額。	1,500万円まで		
岐阜県地域の課題解決応援事業	地域住民で構成された地域活動を目的とする団体、県内の企業・事業所、県内の市町村	・アドバイザーの派遣（地域課題の解決に向けた取組みに対する助言など） ・コーディネーターの派遣（地域課題を話し合うワークショップの開催・運営など）	アドバイザー・コーディネーターの派遣に要する謝金及び旅費		随時	岐阜県県民生活課交通安全・コミュニティ係
清流の国ぎふ地域活動支援事業	県内に活動の本拠を置く団体、県内に事務所又は事業所を有する法人	各種団体等が自ら企画・立案・実行する創意工夫のある地域の森づくり、川づくり、水環境保全、生物多様性など環境保全活動に対して助成する	補助対象経費が500千円以下の部分10/10以内、補助対象経費が500千円を超える部分1/2以内（上限：1,250千円、下限：100千円）。		前年度の10月～12月頃	・岐阜県恵みの森づくり推進課恵みの森づくり係
環境保全促進助成金	県、市町村若しくは市町村が認めるコミュニティ組織	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成する	県、市町村：1事業につき200万円 コミュニティ組織：1事業につき100万円		前年度の8月頃	一般財団法人自治総合センター （岐阜県県民生活課交通安全・コミュニティ係）